

1. 期日前投票

選挙人が、選挙の当日に仕事や用務があるなど、一定の事由に当てはまると見込まれるときは、選挙人名簿登録地の市区町村の期日前投票所において、期日前投票を行うことができます。

●期日前投票ができる事由

- ・投票日に仕事や学校がある場合
- ・レジャーや旅行など、投票日に出かける場合
- ・病気、出産、身体の障害などのために、歩くのが困難な場合 など

●期日前投票の手続き

公示日頃に送付する「投票所入場券」をお持ちください。（「投票所入場券」がなくても、選挙人名簿に登録され、選挙権を有する方は投票できます。）

投票日当日と同じく、直接投票箱に投票できます。

①宣誓書への記載

投票の際には、投票日に仕事や用務があるなど一定の事由に当てはまると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です。宣誓書は、期日前投票所に備え付けているほか、投票所入場券の裏面に印刷していますので、あらかじめ記入し持参してください。印鑑・身分証明書などは必要ありません。

②投票所入場券及び宣誓書の受付への提出

選挙人名簿と照合した後、投票用紙をお渡しします。

③記載台で投票用紙に記載します。

④投票箱に投函します。

※公示日現在 17 歳で、投票日までに 18 歳を迎える人が期日前投票制度をご利用になる場合は、事前に選挙管理委員会にご確認ください。

●期日前投票ができる期間と場所

期間：令和 7 年 11 月 5 日（水）～ 11 月 8 日（土）

（公示日の翌日から選挙期日の前日まで）

午前 8 時 30 分～午後 8 時

場所：斑鳩町役場 地下大会議室

2. 不在者投票（二重封筒による投票）

○滞在先の市区町村選挙管理委員会や指定されている病院、老人ホーム等では、不在者投票ができます。

- ・選挙人名簿に登録されていない市区町村（滞在地）での投票（①参照）
- ・病院、老人ホーム等の施設での投票（②参照）

○身体に一定の障害がある方や介護保険法上の要介護5の方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます

- ・郵便等による不在者投票（③参照）

①選挙人名簿に登録されていない市区町村（滞在地）での不在者投票

仕事や旅行で滞在している市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

●滞在地での不在者投票ができる期間

令和7年11月5日（水）～11月8日（土）（公示日の翌日から選挙期日の前日まで）

●滞在地での不在者投票の手続き

①斑鳩町選挙管理委員会に、投票用紙を請求します。

※公示の日の前においても投票用紙等の請求をすることができます。

※「不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書」を郵送または持参により、斑鳩町選挙管理委員会に提出してください。

※「不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書」は、斑鳩町のホームページからダウンロードできます。

②公示日以降、斑鳩町選挙管理委員会から、投票用紙・投票用封筒（外封筒、内封筒）のほか、不在者投票証明書を滞在先の住所地へ郵送します。

③郵送された投票用紙等を持って、滞在地の市区町村の選挙管理委員会へ行きます。

※不在者投票ができる時間・場所等については、滞在地の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※不在者投票証明書の入った封筒は、開封せずに持参してください。

※あらかじめ、投票用紙に候補者の氏名を記載しないでください。

④滞在地の市区町村の選挙管理委員会の投票記載場所で不在者投票を行います。

※「不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書」の斑鳩町選挙管理委員会への提出及び投票用紙のやりとりには、FAX、eメールは使えませんので、早めに手続きをするようにしてください。

②病院、老人ホーム等の施設での投票

入院、入所中の病院や老人ホームなどで、不在者投票ができます。

※県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。

●病院、老人ホーム等の施設での不在者投票ができる期間

令和7年11月5日（水）～11月8日（土）（公示日の翌日から選挙期日の前日まで）

●病院、老人ホーム等の施設での不在者投票の手続き

①斑鳩町の選挙人名簿に登録されている選挙人は、施設の長（不在者投票管理者）に投票用紙等の請求をします。

※公示の日の前においても投票用紙等の請求をすることができます。

②施設の長（不在者投票管理者）が、斑鳩町選挙管理委員会に対して、代理で投票用紙等の請求をします。

③公示日以降、斑鳩町選挙管理委員会は、施設の長（不在者投票管理者）に対して、選挙人の投票用紙等を交付します。

④選挙人は、施設の長（不在者投票管理者）の管理のもとで投票します。

⑤施設の長（不在者投票管理者）は、投票済みの投票用紙等を斑鳩町選挙管理委員会へ送ります。

※選挙人自らが、選挙人の属する選挙管理委員会に投票用紙等を請求することもできます。

③郵便等による不在者投票

身体に一定の障害がある方及び介護保険法上の要介護5の方は、郵便等による不在者投票ができます。

●郵便等投票ができる人

	障害名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者 手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者 手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹	○	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸、 肝臓	○	○	○	○

介護保険の 被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

郵便等による不在者投票は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

●郵便等投票証明書の交付申請手続き

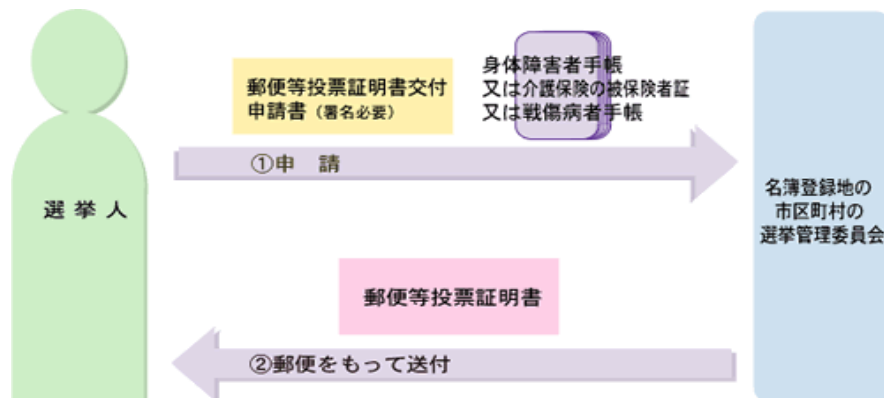
①選挙人は、斑鳩町選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のいずれかを添えて申請します。

②斑鳩町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送されます。

※要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。

※要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から7年間です。

※期限が切れた場合は、再交付の申請が必要となります。



●郵便等による不在者投票ができる期間

令和7年11月5日（水）～11月8日（土）（公示日の翌日から選挙期日の前日まで）

※投票用紙等の請求期限は令和7年11月5日（水）の午後5時です。

●郵便等による不在者投票の手続き ※③と⑧は、必ず郵便での手続きとなります。

①公示日前に、斑鳩町選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」の交付を受けている選挙人に「投票用紙等の請求書」が郵送されます。

②「投票用紙等の請求書」に必要事項を記入し（選挙人自身の署名欄があります）、「郵便等投票証明書」を同封して選挙期日4日前（令和7年11月5日（水））の午後5時までに斑鳩町選挙管理委員会に到着するよう返送してください。

※公示の日の前においても投票用紙等の請求をすることができます。

③公示日以降、斑鳩町選挙管理委員会から、自宅など現在いる場所に投票用紙・投票用封筒が郵送されます。

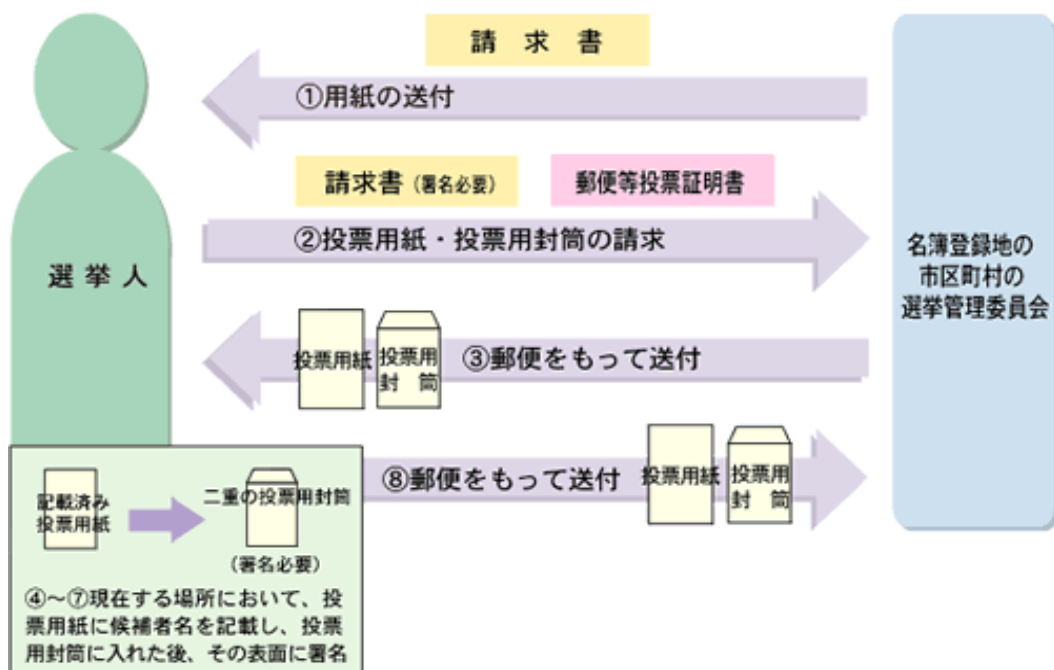
④現在いる場所において、投票用紙に記載します。

⑤内封筒に投票用紙を入れて封をします。

⑥外封筒に内封筒を入れて封をします。

⑦外封筒に署名します。

⑧郵送により投票用紙の入った二重封筒を送り返します。（郵便等投票証明書の返送は不要です。）



●郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の対象者で、更に次の要件にも該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人(選挙権を有する人)に、投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳の交付を受けている方	上肢または視覚の障害の程度が1級
戦傷病者手帳の交付を受けている方	上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

代理記載の方法による投票を行うためには、あらかじめ次の(1)の手続きを行っておく必要があります。また、代理記載の方法による投票手続きは(2)のとおりです。

(1) 代理記載の対象者であることの証明手続きと代理記載人となるべき者の届出手続き

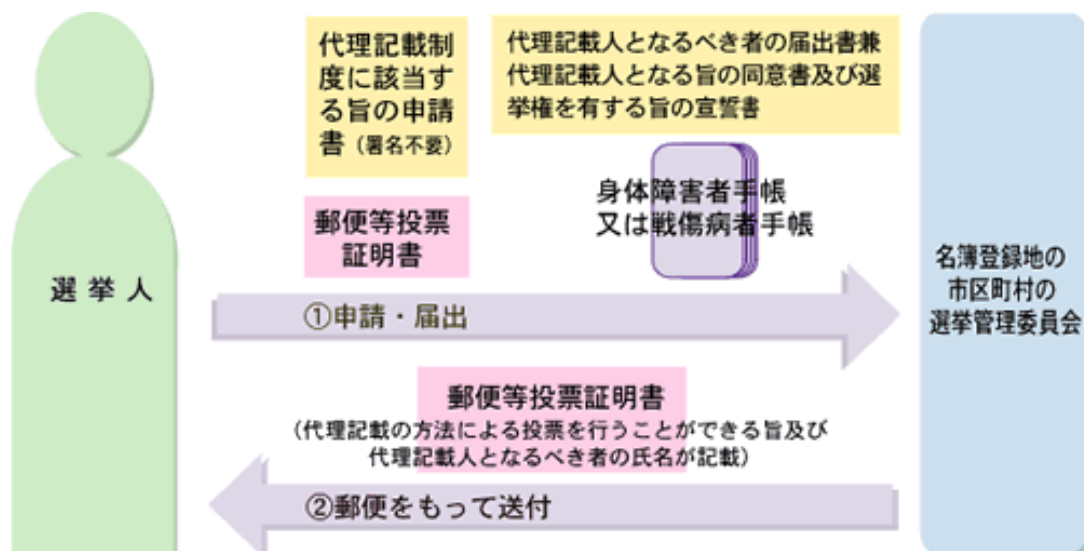
○既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合

「郵便等投票証明書」に代理記載の方法による投票を行うことができる旨の記載を受け、また選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。

- ①選挙人は、斑鳩町選挙管理委員会に対し「代理記載制度に該当する旨の申請書(署名不要)」及び「代理記載人となるべき者の届出書兼代理記載人となる旨の同意書及び選挙権を有する旨の宣誓書」に「郵便等投票証明書」、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請します。

※代理記載制度に該当する旨の申請と代理記載人の届出を分けて行うこともできます。

- ②斑鳩町選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書(代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨及び代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書)」が郵送されます。



○まだ「郵便等投票証明書」の交付を受けていない場合（同時申請）

「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、また選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。

- ①選挙人は、斑鳩町選挙管理委員会に対し、「郵便等投票証明書交付申請書（代理記載制度用）」及び「代理記載人となるべき者の届出書兼代理記載人となる旨の同意書及び選挙権を有する旨の宣誓書」に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または「要介護5」の介護保険の被保険者証を添えて申請します。（介護保険法上の要介護5の方は、介護保険の被保険者証と併せて、身体障害者手帳または戦傷病者手帳が必要となります）

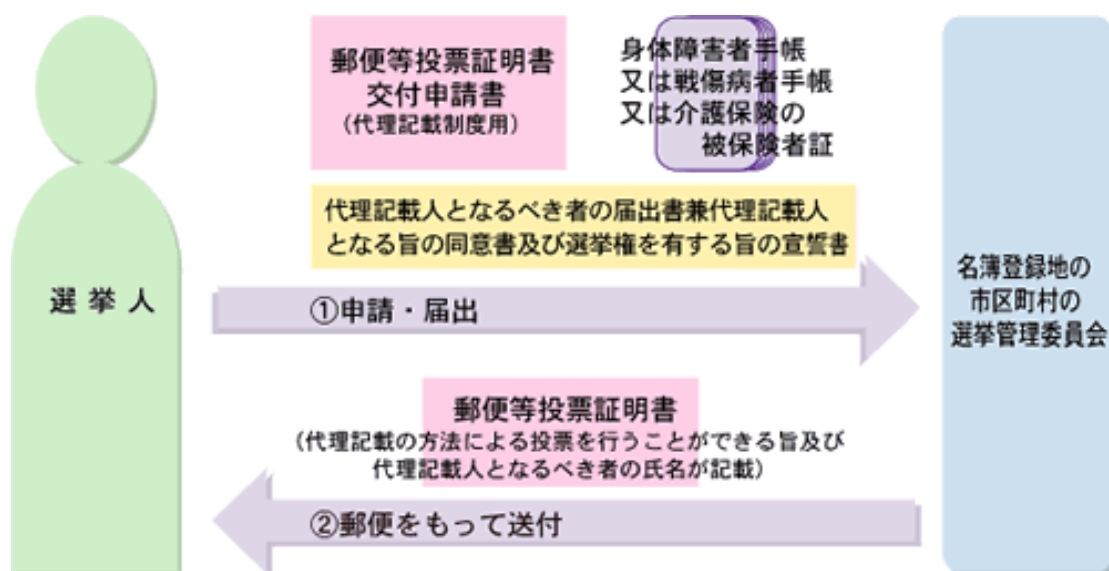
※郵便等投票証明書の交付申請と代理記載人の届出を分けて行うこともできます。

- ②斑鳩町選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書（代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨及び代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書）」が郵送されます。

※要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。

※要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から7年間です。

※期限が切れた場合は、再交付の申請が必要となります。



（２）代理記載の方法による投票手続き ※③と⑧は、必ず郵便での手続きとなります。

- ①公示日前に、斑鳩町選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書（代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨及び代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書）」の交付を受けている選挙人に「投票用紙等の請求書（代理記載制度用）」が郵送されます。

- ②選挙人の指示により、代理記載人が、「投票用紙等の請求書（代理記載制度用）」に必要事項を記入し、「郵便等投票証明書（代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨及び代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書）」を同封して、**選挙期日4日前（令和7年11月5日（水））の午後5時までに斑鳩町選挙管理委員会**に到着するよう返送してください。

※公示の日の前においても投票用紙等の請求をすることができます。

- ③公示日以降、斑鳩町選挙管理委員会から、自宅など現在いる場所に投票用紙が郵送されます。

- ④代理記載人は、選挙人の指示により、候補者名等を投票用紙に記載します。

※代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

- ⑤内封筒に投票用紙を入れて封をします。

- ⑥外封筒に内封筒を入れて封をします。

- ⑦代理記載人が外封筒に署名します。

- ⑧郵送により投票用紙の入った二重封筒を送り返します。（郵便等投票証明書（代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨及び代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書）の返送は不要です。）

